

滋 障 福 第 1 4 1 9 号
令和 6 年(2024年) 7 月12日

指定障害福祉サービス事業所等 管理者 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長
(公 印 省 略)

業務継続計画未策定減算の取扱いについて

平素は、本県の障害福祉行政の円滑な推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、障害者総合支援法および児童福祉法に基づく指定障害福祉サービス事業等に関し、指定障害福祉サービス基準、指定障害者支援施設基準および指定通所基準等の規定に基づき、業務継続計画の策定および当該業務継続計画に従い必要な措置を講じることが令和 6 年 4 月以降義務化されました。これに伴い、令和 6 年度障害福祉サービス報酬改定により令和 6 年 4 月 1 日以降、業務継続計画未策定減算が新設されることとなりました。

つきましては、当該減算の取扱いについて、別紙のとおりとしますので、十分に御確認いただきますようお願いいたします。

なお業務継続計画とはBCP計画と同意であることを申し添えいたします。

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課
企画・指導係 高阪
TEL:077-528-3544
e-mail:ec0002@pref.shiga.lg.jp

1. 減算の適用サービス種別

全サービス※

※居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援および居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援については、当該減算は令和7年3月31日までは適用しない。

2. 減算の単位数等

- 療養介護、施設入所支援、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を含む。)、共同生活援助ならびに指定障害者支援施設が行う生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労移行支援および児童入所支援
⇒所定単位数の100分の3(3%)を減算
- 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立生活援助、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援(指定障害者支援施設が行う通所系サービスを除く。)および児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、障害児相談支援、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援
⇒所定単位数の100分の1(1%)を減算
- 所定単位数は、各種加算(障害福祉サービス費等の報酬算定構造表において当該減算より左に規定されている加算を除く(下記図(居宅介護サービス)参照。))がなされる前の単位数
- 減算対象は利用者全員

基本部分		注 基礎研修 課程終了 後等に行 われる場 合	注 重度訪問介護 研修終了者 による場 合	注 2人の居宅 介護受給者 による場 合	注 夜間もしくは 早朝の場合 又は深夜の 場合	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人以 上にサービス を行う場合	注 身体拘束 上未実施減 算	注 虐待防止措 置未実施減 算	注 経路継続計 画未実施減 算	注 情報公表未 実施減算	注 特定事業所 加算	注 特別地域加 算	注 緊急時対応 加算(月2回 を限度)	注 専任職員等 支援体制加 算
イ 居宅における身 体介護	(1) 30分未満	(256単位)												
	(2) 30分以上1時間未満	(404単位)												
	(3) 1時間以上1時間30分未満	(587単位)												
	(4) 1時間30分以上2時間未満	(669単位)												
	(5) 2時間以上2時間30分未満	(754単位)												
	(6) 2時間30分以上3時間未満	(837単位)												
	(7) 3時間以上	(921単位)に30分を増すごとに+83単位												
ロ 通院等介護(身 体介護を伴う場合)	(1) 30分未満	(256単位)	×70/100											
	(2) 30分以上1時間未満	(404単位)	×70/100											
	(3) 1時間以上1時間30分未満	(587単位)	×70/100											
	(4) 1時間30分以上2時間未満	(669単位)	×70/100											
	(5) 2時間以上2時間30分未満	(754単位)	×70/100											
	(6) 2時間30分以上3時間未満	(837単位)	×70/100											
	(7) 3時間以上	(921単位)に30分を増すごとに+83単位	×70/100											
ハ 家事援助	(1) 30分未満	(106単位)	×90/100											
	(2) 30分以上45分未満	(153単位)	×90/100											
	(3) 45分以上1時間未満	(197単位)	×90/100											
	(4) 1時間以上1時間15分未満	(235単位)	×90/100											
	(5) 1時間15分以上1時間30分未満	(275単位)	×90/100											
	(6) 1時間30分以上	(311単位)に15分を増すごとに+35単位	×90/100											
	(7) 3時間以上	(346単位)に30分を増すごとに+35単位	×90/100											
ニ 通院等介護(身 体介護を伴わない 場合)	(1) 30分未満	(106単位)												
	(2) 30分以上1時間未満	(153単位)												
	(3) 1時間以上1時間30分未満	(197単位)												
	(4) 1時間30分以上	(235単位)に30分を増すごとに+35単位												
ホ 通院等療養介護		(102単位)												

3. 減算の対象となる事項

指定障害福祉サービス基準、指定障害者支援施設基準および指定通所基準等の規定に基づき、業務継続計画の策定および当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合で、以下のいずれかに該当する場合に減算適用とする。

(1) 業務継続計画が未策定である。

(2) 作成された業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない。

ただし、令和7年3月31日までは業務継続計画が未策定であっても「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」「非常災害に関する具体的計画」が策定されていれば減算は適用されない。

【補足】

- 業務継続計画は感染症に関わるもの、災害に関わるものそれぞれで策定する必要がある。ただし、一体的に作成しても支障がない場合は、この限りではない。なお、作成にあたり以下の厚労省HPを参考にされたい。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

- 業務継続計画には、少なくとも以下の項目が含まれていることとし、含まれていない場合は未策定とみなす場合がある。

ア 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）・身体、生命の安全確保の方法（避難方法や発生後の生活の場の確保等）

イ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
 - b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
 - c 他施設及び地域との連携
- (2)について、例えば備蓄物資の記載内容と実際の内容とで乖離がある場合などが考えられる。
 - 業務継続計画の周知、研修、訓練および定期的な業務継続計画の見直しは当該減算の対象要件ではないが、運営基準にさだめられているため、適切に実施していただきたい。

4. 減算までの流れおよび適用期間

・ 減算の適用開始月：事実が生じた月の翌月

運営指導等により業務継続計画等が未策定等であることが判明した場合、その事実が生じた月の翌月から（事実が生じた月が各月の初日（1日）の場合は当該月から）が減算の適用開始月となる。

・ 減算の適用終了月：改善が認められた月

業務継続計画が未策定等である状況が解消されるに至った月が減算終了月となる。なお、「業務継続計画が未策定等である状況が解消される」とは、県に対して改善報告書を提出した上で、県が改善を認めた時点とする。

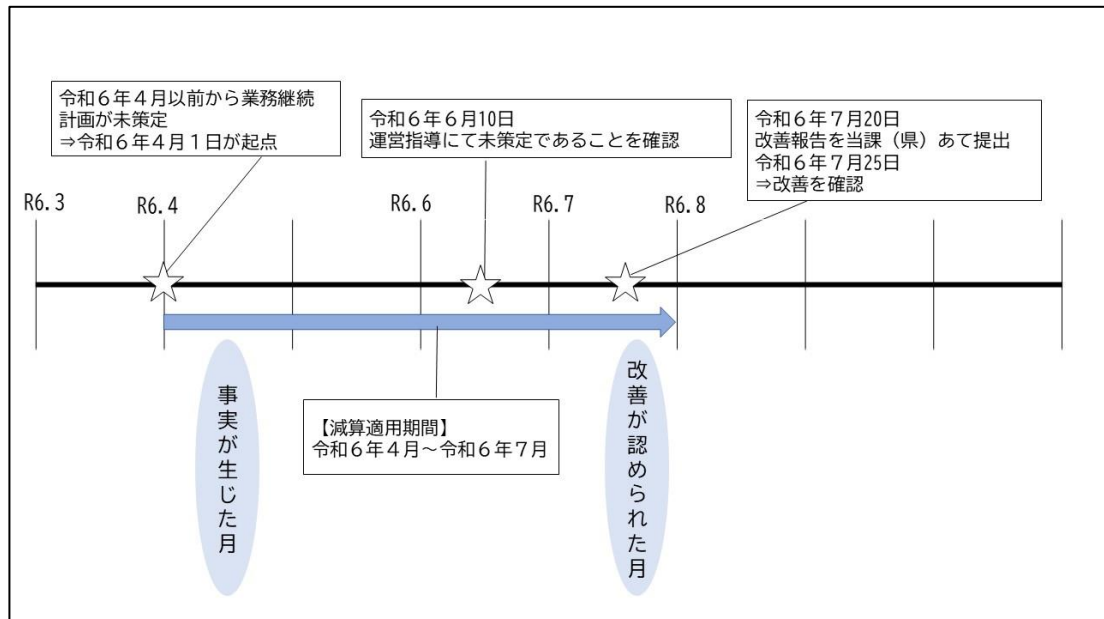
5. 留意事項

- ・ 減算の適用が令和6年4月からであることを踏まえ、令和6年4月以前に減算の対象となる事項が生じていたとしても、令和6年3月末までに改善されていれば減算にはならない。
- ・ 令和6年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和6年10月からではなく、令和6年4月分の報酬から減算の対象となる。
- ・ 居宅介護事業所等の令和7年4月から業務継続計画未策定減算の対象となるサービスの事業所について、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月分の報酬から減算の対象となる。
- ・ 改善報告書の様式については、運営指導等にて基準を満たさない事実を確認した際に、運営指導等の結果通知とともに別添のものを送付する。

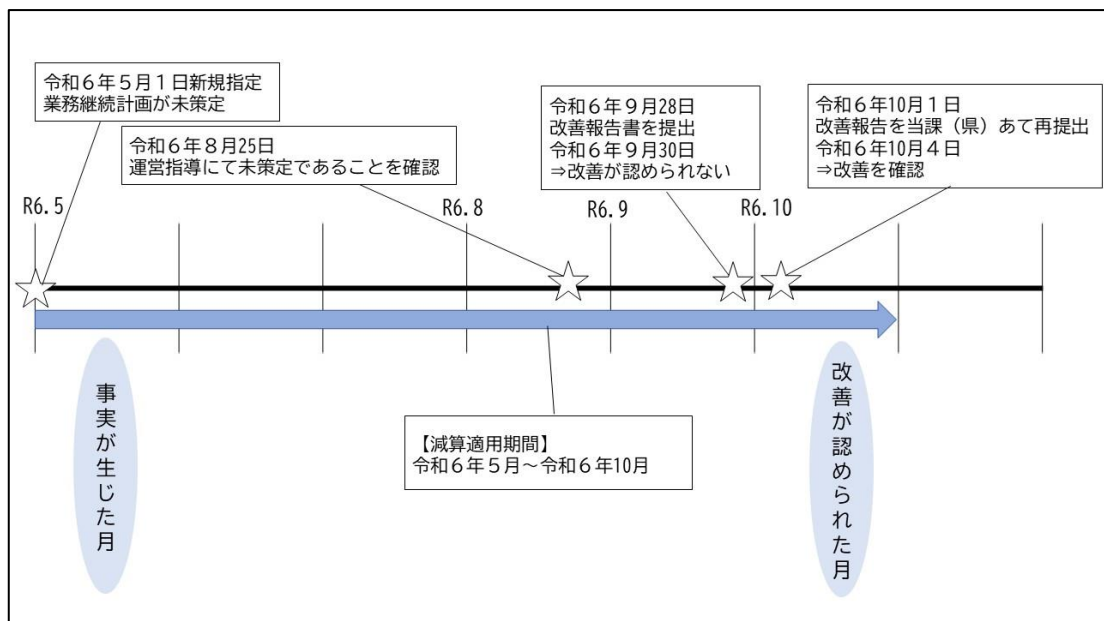
6、具体的な考え方

※令和7年4月以降に適用となるサービスは、令和6年を令和7年に読み替えること。

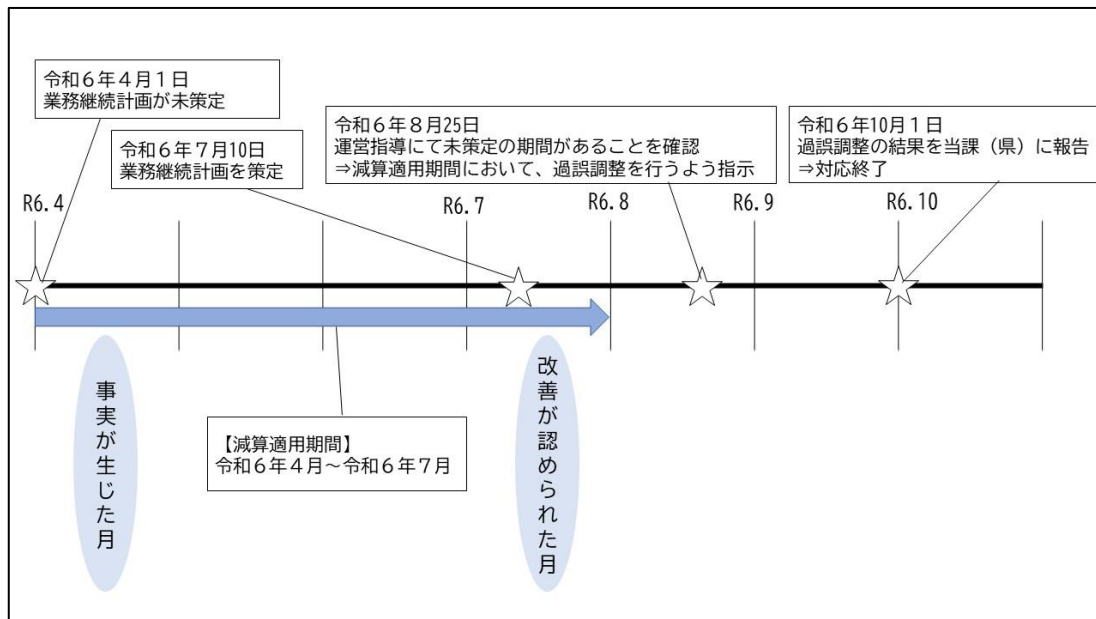
ケース1 令和6年4月以前から業務継続計画が未策定であった場合



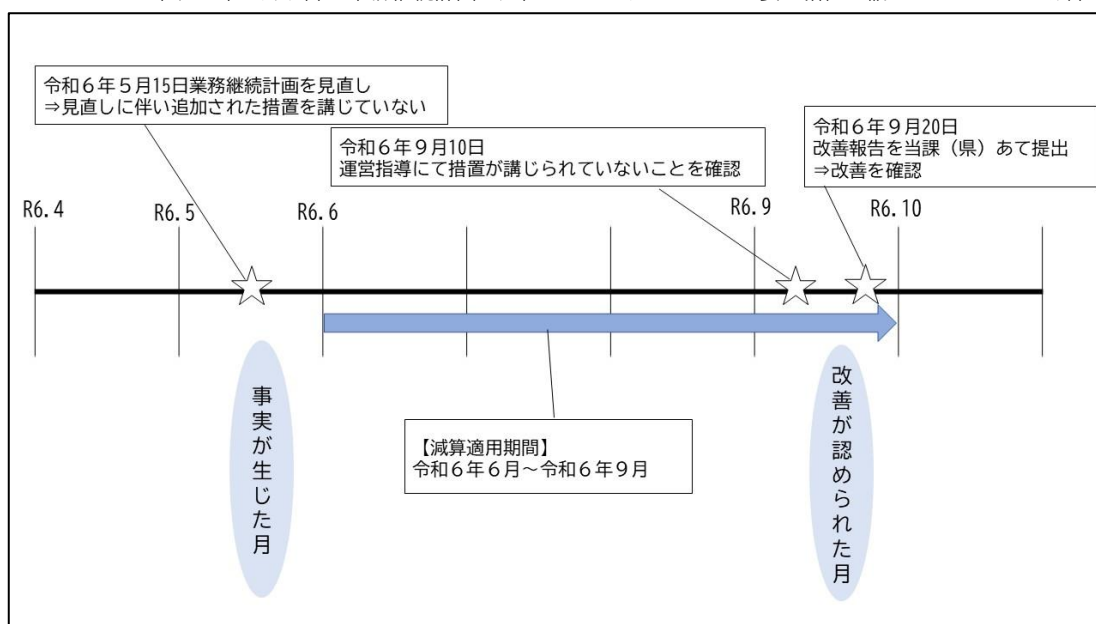
ケース2 令和6年4月以降の新規指定事業所が未策定であった場合



ケース3 令和6年4月以降で業務継続計画が未策定の期間があった場合



ケース4 令和6年4月以降に業務継続計画の見直しにより定められた必要な措置が講じられていない場合



【参照通知等】

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 10 月 31 日障発第 1031001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【こ支障第 97 号障発 0329 第 33 号令和 6 年 3 月 29 日】
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【こ支障第 97 号障発 0329 第 33 号 令和 6 年 3 月 29 日】
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 19 年 1 月 26 日障発第 0126001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【障発 0329 第 33 号 令和 6 年 3 月 29 日】
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 21 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【障発 0329 第 33 号 令和 6 年 3 月 29 日】
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 22 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【こ支障第 97 号 障発 0329 第 33 号 令和 6 年 3 月 29 日】
- 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 16 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【こ支障第 94 号 令和 6 年 3 月 29 日】
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 12 号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【こ支障第 94 号 令和 6 年 3 月 29 日】
- 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 13 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【こ支障第 94 号 令和 6 年 3 月 29 日】
- 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 24 年 3 月 30 日障発 0330 第 23 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）【こ支障第 94 号 令和 6 年 3 月 29 日】
- 令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 1（令和 6 年 3 月 29 日）